防災業務計画

令和3年6月

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

第1編 総 則	1
第1節 防災業務計画の目的	1
第2節 防災業務計画の基本構想	1
第3節 防災業務計画の運用	1
1. 他の計画等との関連	1
2. 防災業務計画の修正	2
第4節 定 義	2
1. 一般防災業務計画	2
2. 南海トラフ地震防災対策推進計画	2
3. 災害	2
第2編 一般防災業務計画	3
第1章 防災体制の確立	3
第1節 防 災 体 制	3
1. 防災体制の区分	3
2. 災害対策組織	3
第2節 対策組織の運営	3
1. 防災体制の発令及び解除	3
2. 権限の行使	
3. 動員	4
4. 指令伝達及び情報連絡の経路	4
第3節 社外機関との協調	4
1. 災害対策本部等	4
2. 防災関係機関との協調	4
3. 関係省庁及び関連企業との協調	4
第2章 災害予防に関する事項	5
第1節 防 災 教 育	5
第2節 防 災 訓 練	5
第3節 システムの災害予防措置に関する事項	5
1. 水害対策	5
2. 風害対策	5
3. 高潮対策	5
4. 火災、爆発、油流出等の対策	5
5. 地震対策	5
6. 共通対策	6
第4節 災害対策用消耗品等の確保及び整備	6

1. 災害対策用消耗品等の確保	6	
2. 災害対策用消耗品等の輸送	6	
3. 災害対策用消耗品等の整備点検	6	
4. 災害対策用消耗品等の広域運営	6	
第3章 災害応急対策に関する事項	7	
第1節 通報、連絡	7	
1. 通報、連絡の経路	7	
2. 通報、連絡の方法	7	
第2節 災害時における情報の収集、連絡	7	
1. 情報の収集、報告	7	
2. 情報の集約	7	
3. 通話制限	8	
第3節 災害時における広報	8	
1. 広報活動	8	
2. 広報の方法	8	
第4節 要員の確保	8	
1. 対策要員の確保	8	
2. 復旧要員の広域運営	8	
第5節 災害時における復旧用消耗品等の確保	9	
1. 調達	9	
2. 輸 送	9	
第6節 災害時における危険予防措置	9	
第4章 災害復旧に関する事項	1 0	
第1節 復旧計画	1 0	
第2節 復旧順位	1 0	
第3編 南海トラフ地震防災対策推進計画	1 1	
第1章 防災体制の確立	1 1	
第1節 防災体制	1 1	
第2節 対策組織の運営	1 1	
第3節 社外機関との協調	1 1	
第2章 災害予防に関する事項	1 1	
第1節 防災教育	1 1	
第2節 防災訓練	1 1	
第3節 システムの災害予防措置に関する事項	1 1	
第4節 災害対策用資材等の確保及び整備	1 1	
第3章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項	1 2	,

第1	節 情報伝達	1	2
第2	節 津波からの避難	1	2
第3	節 避難誘導・安全広報	1	2
第4	節 地震発生時の津波来襲に備えた措置	1	2
第5	節 一般防災業務計画への準用	1	3
第4章	地震防災応急対策に関する事項	1	4
第1	節 通報、連絡	1	4
第2	節 災害時における情報の収集、連絡	1	4
第3	節 災害時における広報	1	4
第4	節 要員の確保	1	4
第5	節 災害時における復旧資材の確保	1	4
第6	節 災害時における危険予防措置	1	4
第7	節 東南海・南海地震の時間差発生や余震発生を考慮した措置	1	4
別表 1	NACCSセンター災害対策本部	1	6
別表 2	NACCSセンター災害対策時の役割	1	6
別図 1	防災体制	1	7
別図 2	社外関係機関との対応	1	7

第1編総則

第1節 防災業務計画の目的

この防災業務計画(以下「この計画」という。)は災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第39条及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第5条に基づき、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社(以下「NACCSセンター」という。)に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を図るため、一般防災業務計画、南海トラフ地震防災対策推進計画を定め災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。

第2節 防災業務計画の基本構想

NACCS センターの災害を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害 発生原因の除去と耐災環境の整備に常に努力を傾注する。

このため次の諸施策を重点に防災対策の推進を図る。

- 1. 防災体制の確立
- 2. 災害予防対策
- 3. 災害応急対策
- 4. 災害復旧対策

第3節 防災業務計画の運用

1. 他の計画等との関連

この計画は、災害対策基本法、消防法、南海トラフ地震に係る地震防災対策の 推進に関する特別措置法等、関係法令に基づく諸計画等と調整を図り運用する。

2. 防災業務計画の修正

この計画は、常に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

第4節 定義

この計画において以下に揚げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

1. 一般防災業務計画

南海トラフ地震防災対策推進計画を除く防災業務計画をいう。

2. 南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく推進計 画をいう。

3. 災害

災害対策基本法第2条第1号に定めるものをいう。

第2編 一般防災業務計画

第1章 防災体制の確立

第1節防災体制

1. 防災体制の区分

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合、(以下「非常事態」という。) に対処するための防災体制は次の区分による。

非常時の防災体制

災害が発生するおそれがある場合又は災害が発生した場合

防災体制

2. 災害対策組織

- (1) 本社及び事務所(以下「本社等」という。) は防災体制に対応する災害対策本部及び災害対策の組織(以下「対策組織」という。) をあらかじめ別表1及び別表2のとおり定めておく。
- (2) 災害により本社等が被災した場合に備えて、災害対策活動の代替拠点をあらかじめ定めておくこととする。

第2節 対策組織の運営

1. 防災体制の発令及び解除

- (1) 代表取締役社長(災害対策本部長)は、災害が発生するおそれがある場合又は 災害が発生した場合、防災体制を発令する。
- (2) 発令者の不在等、緊急やむを得ない事情のある場合は、別に発令順位を定め、これにより防災体制を発令することができる。

ただし、この場合、事後すみやかに代表取締役社長(災害対策本部長)に報告する。

- (3) 防災体制が発令された場合はすみやかに災害対策本部を設置する。
 - ① 災害対策本部は、全社の災害業務を統轄し、災害対策に万全を期するものとする。
 - ② 事務局は、災害対策本部の情報収集、その他必要な業務を行うものとする。
- (4) 解除の場合も同様とする。

2. 権限の行使

- (1) 防災体制が発令された場合、災害対策活動に関する一切の業務は、災害対策本部のもとで行う。
- (2) 防災体制が発令された場合、災害対策本部長は、職制上の権限を行使して活発に対策活動を行う。ただし、権限外の事項であっても緊急に実施する必要のあるものについては臨機の措置をとることができる。

なお、権限外の事項については行使後すみやかに所定の手続きをとる。

(3)災害対策本部長が対策活動に従事できない場合に備え、職務の代行についてあらかじめ定めておくこととする。

3. 動員

災害対策本部長は、発令後ただちにあらかじめ定める対策要員の動員を指示する。

4. 指令伝達及び情報連絡の経路

災害対策本部が設置された場合の指令伝達及び情報連絡の経路は別図1のとおりとする。

第3節 社外機関との協調

1. 災害対策本部等

災害時には災害対策本部が管轄地域の災害対策本部等と緊密な連携を保ちこの 計画が円滑、適切に行われるよう努める。

- (1) 災害に関する情報の提供及び収集
- (2) 災害応急対策及び災害復旧対策

2. 防災関係機関との協調

地方自治体、警察、消防等防災関係機関とは、別図2のとおり平常時から協調 し防災情報の提供、収集等相互連携体制を整備しておく。

3. 関係省庁及び関連企業との協調

関連省庁、ベンダー企業、請負会社等と協調し、電力、要員等の相互融通等、 災害時における相互応援体制を整備しておく。

第2章 災害予防に関する事項

第1節防災教育

本社等は、全社員に対し、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会の開催、社内報への関連記事掲載等、防災意識の高揚に努める。

第2節防災訓練

本社等は、災害対策を円滑に推進するため年1回以上防災訓練を実施し、非常 事態にこの計画が有効に機能することを確認する。

また、国及び地方自治体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

第3節 システムの災害予防措置に関する事項

1. 水害対策

本社等は、洪水に対する被害防止に重点をおき次の個所について点検及び確認 を実施する。

- (1)海岸、河川、堤防及びその周辺の地形
- (2)地下施設

2. 風害対策

本社等は、風害対策を十分考慮し対処する。

3. 高潮対策

水害対策に準じて行う。

4. 火災、爆発、油流出等の対策

- (1) 防災管理者の選任による管理体制の確立
- (2) 連絡通報体制その他防災体制の確立

5. 地震対策

(1)非常用電源設備

本社等は、長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な通信設備、照明等 の非常用電源を確保する。

(2)システム

システムについては、ベンダー企業と連携し耐震性の確保を図るとともに、 重要データファイルの多重化や分散保管などのバックアップ体制の整備を図る。 また、バックアップセンターの運用が確保できる体制を整備する。

6. 共通対策

(1)水防、消防に関する施設及び設備等

被害の軽減を図るため、法令に基づき水防及び消防に関する施設並びに設備の整備を図る。

(2)消防関係

- ① 消火栓、消火用屋外給水設備の確認
- ② 各種消火器具及び消火剤の確認
- ③ 火災報知器、非常通報設備等の通信施設及び設備の確認

第4節 災害対策用消耗品等の確保及び整備

1. 災害対策用消耗品等の確保

本社等は、災害に備え、平常時から復旧用消耗品等の確保に努める。

2. 災害対策用消耗品等の輸送

本社等は、災害対策用消耗品等の輸送計画を確立に努める。

3. 災害対策用消耗品等の整備点検

災害対策用消耗品等は、常にその数量を把握しておくとともに入念な整備点検 を行い、非常事態に備える。

4. 災害対策用消耗品等の広域運営

本社等は、災害対策用消耗品等の保有を効率的に行うとともに、災害時の不足品の調達を迅速、容易にするため復旧用消耗品の規格の統一を進める。

第3章 災害応急対策に関する事項

第1節 通報、連絡

1. 通報、連絡の経路

通報、連絡の経路は別図1のとおりとする。

2. 通報、連絡の方法

通報、連絡の方法は、携帯電話、メール等の利用可能な手段を使用して行うこととする。

第2節 災害時における情報の収集、連絡

1. 情報の収集、報告

災害が発生した場合は、災害対策本部長は次に掲げる各号の情報を迅速かつ的 確に把握する。

- (1) 一般情報
 - ① 気象、地象情報
 - ② 一般被害情報
 - 一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報ならびに電力、水道、ガス、 交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般 の被害情報
 - ③ 対外対応状況(官公署、報道機関、NACCSのお客様等への対応状況)
 - ④ その他災害に関する情報(交通状況等)
- (2) 当社被害状况
 - ① 全社員及びその家族の被災状況
 - ② システム等の被害情報及び復旧状況
 - ③ 停電による主な影響状況
 - ④ 応援、消耗品等に関する事項
 - ⑤ その他災害に関する情報

2. 情報の集約

災害対策本部長は、対策組織からの被害情報等の報告及び独自に国、地方自治 体等から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

3. 通話制限

- (1) 災害時の保安通信回線を確保するため、災害対策本部長は必要と認めたときは 通話制限その他必要な措置を講ずる。
- (2) 防災体制の発令前であっても保安通信回線を確保するうえで必要と認めたときは、代表取締役社長(災害対策本部長)の判断により通話制限その他必要な措置を講ずる。

第3節 災害時における広報

1. 広報活動

災害の発生が予想される場合、又は災害が発生した場合は、NACCS 等のシステム停止によるお客様の不安を除去するため、システムの被害状況及びその復旧状況についての広報を行う。

2. 広報の方法

広報については、NACCS 掲示板、インターネットホームページを通じて行う。

第4節 要員の確保

1. 対策要員の確保

- (1) 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意し、防災体制の発令に備える。
- (2) 防災体制が発令された場合は、対策要員は自己及び家族の安全を確保したのち、 すみやかに参集場所に参集する。

なお、東京 23 区において最大震度 6 強以上の地震が発生した場合、NACCS センター業務継続計画に基づき、対策要員は参集場所に参集する。

(3) 交通途絶等により参集場所に参集できない対策要員は、自宅等で待機し、所属する対策組織に連絡する。

2. 復旧要員の広域運営

「NACCS センター業務継続計画」に基づき要員の相互応援体制を整えておくとともに要員の応援を必要とする事態が予想され、又は発生したときは応援の要請を行う。

第5節 災害時における復旧用消耗品等の確保

1. 調達

災害対策本部長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする消耗品等は、次のいずれかの方法により可及的すみやかに確保する。

- (1) 現地調達
- (2) 組織相互の流用
- (3) 他組織等からの融通

2. 輸送

災害対策用の消耗品等の輸送は、原則としてあらかじめ調達契約をしている請 負会社の車両等により行う。

第6節 災害時における危険予防措置

システムの安定的運用に鑑み、災害時においても原則としてシステムを稼働 し続けるための危険予防措置を講ずる。

第4章 災害復旧に関する事項

第1節 復旧計画

災害対策本部はシステムごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画をたてる。

- (1) 復旧応援要員の必要の有無
- (2) 復旧要員の配置状況
- (3) 復旧消耗品の調達
- (4) 復旧作業の日程
- (5) 仮復旧の完了見込
- (6) 宿泊施設の手配
- (7) その他必要な対策

第2節 復旧順位

復旧計画の策定及び実施にあたっては、次表に定める復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易を勘案して、復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

システム名	復旧順位
NACCS	1
NACCS 掲示板	2
社内 LAN	4
NACCS ホームページ	2
NACCS サポートシステム	2
NACCS センタービジネスサポートシステム	3
経理・人事システム	4

第3編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 防災体制の確立

第1節 防災体制

一般防災業務計画第1章第1節に準ずる。

第2節 対策組織の運営

一般防災業務計画第1章第2節に準ずる。

第3節 社外機関との協調

一般防災業務計画第1章第3節に準ずる。

第2章 災害予防に関する事項

第1節 防災教育

一般防災業務計画第2章第1節に準ずる。

第2節 防災訓練

一般防災業務計画第2章第2節に準ずる。

第3節 システムの災害予防措置に関する事項

一般防災業務計画第2章第3節に準ずる。

第4節 災害対策用資材等の確保及び整備

一般防災業務計画第2章第4節に準ずる。

第3章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

第1節 情報伝達

津波警報を受信した本社等は、全社員に安全な場所へ避難するよう周知する。

第2節 津波からの避難

南海トラフ地震が発生した場合において、津波により避難が必要となることが 想定される地区(過去の津波被害の履歴や国・地方公共団体が作成したハザード マップ等から地方公共団体が設定する地区をいう。以下「避難対象地区」という。) の本社等においては、避難場所、避難経路及び避難方法を定め、津波が来襲した 場合の備えに万全を期するよう努める。

また、津波警報が発令されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所 に避難することを原則とする。

その後、津波に関する情報を把握し、津波到着までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、第4節に定める必要な安全措置等を実施する。

第3節 避難誘導・安全広報

社外者の避難誘導

津波警報が発令された場合は、訪問者等に対して、関係自治体等と連携のうえ、避難方法の徹底を図る等的確な安全措置を講ずる。

第4節 地震発生時の津波来襲に備えた措置

津波警報が発令された場合、本社等においては、全社員の安全確保のため、 津波からの避難に要する時間に配慮し、以下の安全措置並びに緊急点検及び巡 視を実施する。

緊急点検及び巡視

- ①転倒又は移動するおそれのある設備の固定状況
- ②非常用電源設備、消火設備等の巡視点検

第5節 一般防災業務計画への準用

本第3章は、第2編一般防災業務計画においても準用する。

第4章 地震防災応急対策に関する事項

第1節 通報、連絡

一般防災業務計画第3章第1節に準ずる。

第2節 災害時における情報の収集、連絡

一般防災業務計画第3章第2節に準ずる。

第3節 災害時における広報

一般防災業務計画第3章第3節に準ずる。

第4節 要員の確保

一般防災業務計画第3章第4節に準ずる。

第5節 災害時における復旧資材の確保

一般防災業務計画第3章第5節に準ずる。

第6節 災害時における危険予防措置

一般防災業務計画第3章第6節に準ずる。

第7節 東南海・南海地震の時間差発生や余震発生を考慮した措置

東南海地震と南海地震の時間差発生や余震発生による被害の拡大を防止する ため、災害対策本部が設置されたときは、連続発生を考慮した予防措置を講ず ることとする。

この場合において全社員の安全確保のため、津波状況等を考慮し、可能な範囲で実施するものとする。

1. 通信網の確保

必要に応じ緊急時運用体制を確立する。

また社外的には警察、消防、諸官庁等との連携を密にし、別図2のとおり、 通信網の確保に努める。

2. 応急安全措置

状況に応じた人身安全及び設備保全上の応急措置を実施する。

別表1 NACCSセンター災害対策本部

NACCSセンター災害対策本部

	工部要員
災害対策本部長	代表取締役社長
副本部長(システム部)	取締役
本部役員	専務取締役
本部役員	取締役
総務担当	総務部長、総務次長、総務課長
経営企画担当	経営企画部長、経営企画次長、経営
	企画課長、調査課長
経理担当	経理部長、経理第1課長
事業企画担当	事業企画部長、調査企画課長
営業企画担当	営業企画部長、営業推進課長
システム企画担当	システム企画部長、システム企画次
	長、総括課長、調整課長、企画課長
システム運用担当	システム運用部長、システム運用次
	長、運用企画課長、管理課長、利用
	契約課長
カスタマーサポート担当	カスタマーサポート部長、サポート
	課長、品質管理室長

別表2 NACCSセンター災害対策時の役割

NACCSセンター災害対策時の役割

役割	担当課		
総務	総務課、総括課		
連絡	経営企画課、調査課、企画課		
防護措置	人事課、調整課		
避難誘導	営業推進課、管理課、サポート課		
消火	事業企画課、調査企画課、運用企画課		
救護	経理第1課、経理第2課、利用契約課		

別図1 防災体制



別図2 社外関係機関との対応

社外関係機関との対応

